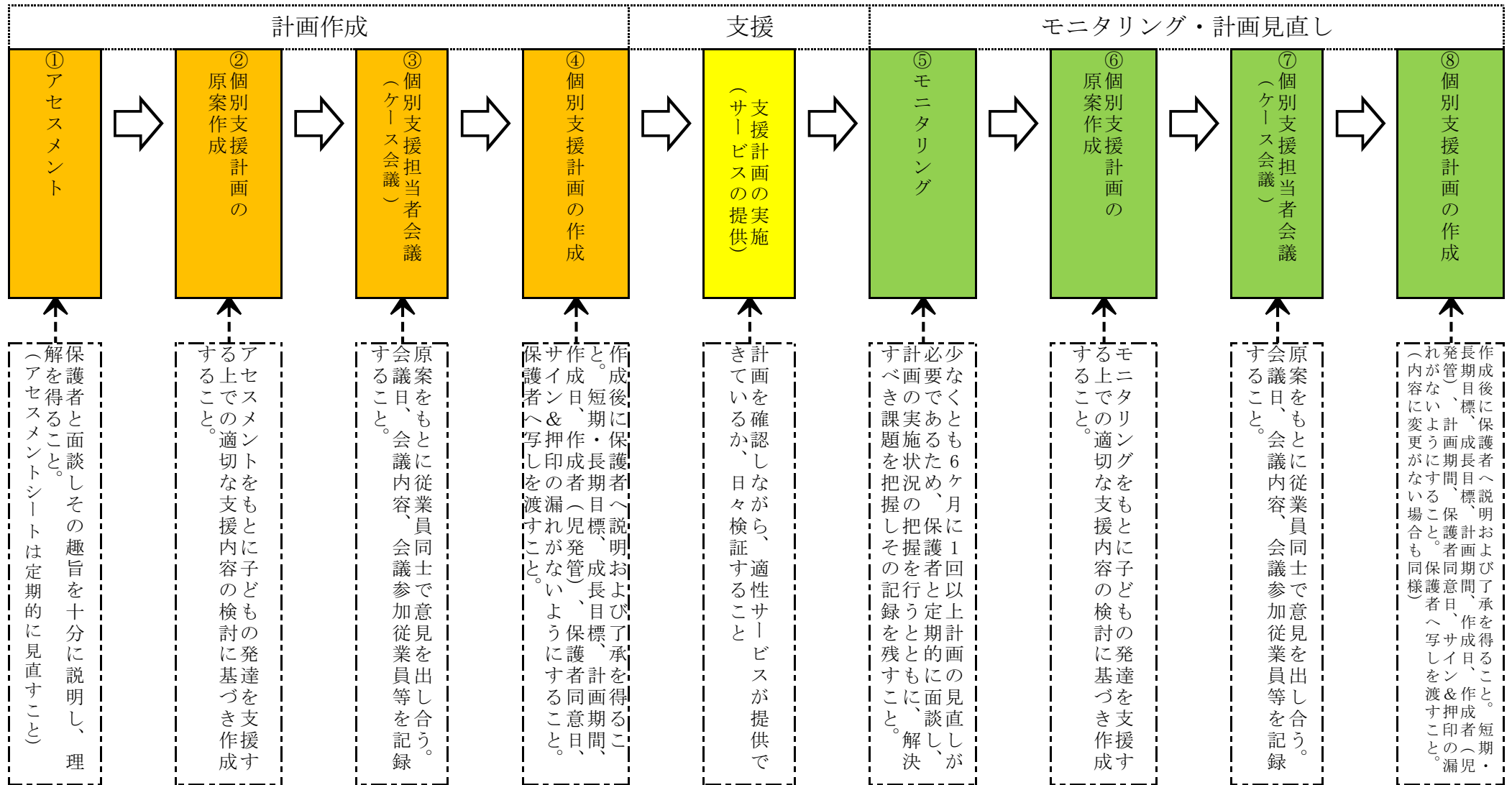


<個別支援計画作成に係る一連の業務> 【基準省令第27条】



《重要》

- ※①～⑧については、それぞれに応じて作成日・実施日・同意日等を記入し保管すること、また日付が上記の手順通りであること。
- ※児発管作成・業務であることが分かるようにすること。(別担当者が作成したとしても、それは原案の原案である。あくまで作成者は児発管である。)
- ※子どもの成長が感じられるよう、成長が確認できるような目標を設定し、モニタリング後についてはモニタリング前と同様の計画にならない方が望ましい。また、変更がない場合もその記録を残し「変更がない」ということで保護者の同意を得ることは必要である。